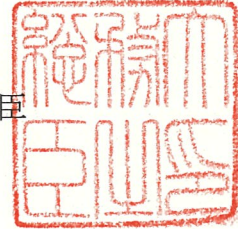


総統勢第 200 号
令和 2 年 7 月 14 日

厚生労働大臣 殿

総務大臣



令和 2 年国勢調査への協力について（依頼）

本年は、5年に1度の国勢調査の実施年であり、総務省では、同調査を9月から10月までの期間で実施します。

国勢調査は、統計法（平成19年法律第53号）及び国勢調査令（昭和55年政令第98号）に基づき、10月1日午前零時現在、日本に常住する全ての人及び世帯を対象とするものであり、原則としてその住居において調査することとしています。

つきましては、本調査の実施に当たり、下記の内容について、御協力を賜りますよう、特段の御配慮をお願いします。

また、国勢調査は、地方公共団体を通じて行うため、都道府県及び市町村から当該地域にある貴管下関係官署への協力依頼等があった場合は、特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

記

1 病院、社会福祉施設、旅館・ホテル等の以下に該当する者の円滑な調査について、関係職員の協力が得られますよう、貴管下関係機関、独立行政法人、所管業務を管轄する団体等から周知をお願いします。

なお、調査の方法等については、市町村から各施設等に連絡することとしております。

(1) 病院、診療所等の医療施設において調査対象となる者

ア 3か月以上入院している者

イ 入院している者で他に住居を有しない者

(2) 救護施設、養護老人ホーム、母子生活支援施設等の社会福祉施設※において調査対象となる者

※社会福祉施設には、介護老人保健施設を含む。

ア 入所してから3か月以上住んでいる者又は住む予定の者

- イ 入所している者で他に住居を有しない者
- (3) 旅館・ホテルの宿泊者のうち、旅館・ホテルにおいて調査対象となる者
 - ア 3か月以上滞在している者又は滞在する予定の者
 - イ 自宅を離れている期間が3か月以上になる者又はなる予定の者
 - ウ 仕事の関係などで住居の一定しない者又は他に住居を有しない者

2 近年急速に増加している外国人の調査が円滑に実施されるよう、貴管下関係機関におけるポスターの掲示や調査の周知を行うとともに、所管業務を管轄する団体等から調査の周知をお願いします。

以上